

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者総合支援法による更生医療事業に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による更生医療事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和7年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による更生医療事業に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体障害者手帳の認定の基礎となっている障害を軽減・除去するための手術等の治療に対する自立支援給付費の支給を行う。</p> <p>また、指定医療機関からの申請に基づき、障害者更生相談所において判定のうえ、更生医療に該当する者に対して、受給者証を発行するとともに、対象者と同じ健康保険加入者の所得状況から自己負担の金額を判定する。</p> <p>この事務を行うため、対象者の疾病に関する情報及び所得判定対象者の所得状況を管理する。</p> <p>特定個人情報は、次の事務で使用する。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</p> <p>当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</p> <p>番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p> <p>○Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li><li>・市民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li><li>・市民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li></ul>
③システムの名称	新公費負担管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
新公費システム(更生医療・育成医療データベース)、団体内統合宛名連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表の117の項</li><li>・番号法第19条第6号</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、125の項、144の項、155の項</li></ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項、146の項</li></ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局生活福祉部医療援助課
②所属長の役職名	医療援助課長

## 6. 他の評価実施機関

なし
----

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	<p>判断の根拠</p>	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること</li> <li>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること</li> </ul> <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。</p> <p>上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。</p>
--	--------------	---

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>＜選択肢＞</p> <p>[      十分に行っている      ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
--------------	--

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>＜選択肢＞</p> <p>[      十分である      ]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号及び第4号</p> <p>【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の16項、26項、56の2項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号及び第3号及び第4号</p> <p>【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号及び第4号</p>	<p>【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の16項、26項、56の2項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号及び第3号及び第4号</p> <p>【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号及び第4号</p>	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価書実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療援助課長 加藤隆生	医療援助課長	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335</p>	<p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p>	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公費負担システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	新公費負担管理システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	公費システム課税者データ	新公費負担管理システム(更生医療データベース)、統合番号連携ファイル	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第60条第1項	第60条	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年11月30日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(以下「番号法」という。)	(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の16項、26項、56の2項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号及び第3号及び第4号</p> <p>【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号及び第4号</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3</p>	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康福祉局生活福祉部医療援助課 横浜市中区港町1-1 045-671-4114	健康福祉局生活福祉部医療援助課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	軽微な変更であるため
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事前	
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(末尾に追記)	OPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	新公費負担管理システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	新公費負担管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年12月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	統合番号連携ファイル	団体内統合宛名連携ファイル	事前	
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・番号法第19条第6号	事前	
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)以下「番号法別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2  【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、125の項、144の項、155の項  【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項、146の項	事前	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事前	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月10日	同上 判断の根拠	(新規)	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。            ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと            ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること            ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと            ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること            ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。            上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。</p>	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事前	
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(新規)	事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	